

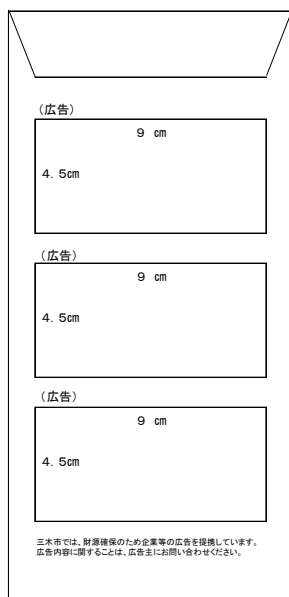
市一般封筒広告募集要項

三木市では、自主財源確保の一環として、市で使用する一般封筒（以下「封筒」という。）の裏面に有料広告を掲載していただく企業、団体（広告掲載権者）を募集します。

1 封筒の仕様及び広告掲載料 （このたびは長形 3 号封筒のみの募集です。）

封筒の種類	長形 3 号（定型）
広告掲載箇所	封筒裏面
広告サイズ	縦 4.5 cm × 横 9 cm
広告刷り色	黒 1 色
印刷予定枚数	100,000 枚
広告掲載料	56,000 円
募集枠数	3 枠
広告の掲載位置	広告掲載位置については、一般封筒広告・デザイン審査委員会での審査により決定させていただきます。 第 1 希望を優先させていただきますが、同じ掲載位置に複数の応募者が重複した場合は、申込書の到着順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
その他	枠外に次の旨を標記します。 「三木市では、財源確保のため企業等の広告を掲載しています。広告内容に関することは、広告主にお問い合わせください。」

長形 3 号



2 広告の掲載期間 封筒の供用開始から在庫終了まで

3 封筒の主な使用先 市民、各種団体及び事業所

4 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業、団体は広告掲載権者となることができません。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とします。

ア 市税について滞納がある者

イ 市の競争入札参加資格審査申請要領の欠格要件がある者

ウ 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

オ 三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は第 3 号に規定する暴力団密接関係者

カ その他広告掲載権者として適当でないと市が認める者

5 広告の掲載基準

(1) 広告掲載の優先順位

募集枠数を超えて応募があった場合は、以下の優先順位により決定します。

優先 順位	業 種	内 容	備 考
1	政府機関、地方公共団体及びこれらに類するもの	業務全般	
2	①電気・水道・ガス・運輸・電話通信・新聞及び放送事業 ②市内に本店又は支店がある銀行、金庫、各種組合、医療機関	市民生活に役立つものなど	①ここでいう運輸とは鉄道事業、道路運送法、海上運送法で事業免許を受けたもの ②各種組合は法律に基づいて設立されたもの、医療機関とは医療免許に基づき実施するもの
3	市内の商店街、市場、専門店の連合体	市民生活に役立つものなど	

4	市内の学校法人、各種市民団体	文化行事（営利・宗教・政治または反社会的なものを除く）又は学生募集	学校教育法第1条及び第82条の2に定めるもので、監督官庁の認可を受けたもの
5	市内の事業所	利用案内等	
6	上記以外のもの		※市外の団体・組織の中でも三木市との関わり、経緯などを考慮し、公益性の高い団体・組織を優先する。

(2) 掲載制限

封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、市への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できません。

- ア 政治性、宗教性があるもの
- イ 係争中の事案、社会問題などへの主義主張を含むもの
- ウ 虚偽又は誇大な表現で市民の便益を害するもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- オ 貸金業の規制に関する法律第2条に規定する貸金業
- カ 個人の名刺広告
- キ 社員等の募集
- ク 不動産の売買に関するもの
- ケ 投機心、射幸心をそそるもの
- コ 意図、内容、広告主が明確でないもの
- サ あたかも三木市が推奨しているような表現のもの
- シ 公序良俗に反するおそれがあるもの、その他掲載することが不適当と認められるもの、掲載適否判断が難しいもの

6 広告掲載権者の責務

(1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は損害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとしめます。

(2) 広告掲載権者が4の要件に違反し、又は掲載する広告が5（2）の基準に違反することが判明した場合は、市は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとしめます。

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業、団体は、「三木市一般封筒広告掲載申込書（様式第 1 号）」に、下記の書類等を添えて提出してください。

- ・ 広告デザイン原稿案

原稿は、AI 及び PDF 形式の電子データ。なお、AI 形式のファイルは電子メールではなく、DVD 等記録メディアに保存のうえ、ご送付願います。なお、PDF のみの場合は細部の印刷が不鮮明になる恐れがありますので、ご注意願います。

- ・ 企業、団体の概要（事業の内容、実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

- ・ 4 のアからカまでの要件に該当しないことの「誓約書（様式第 2 号）」

- (2) 広告デザイン原稿案の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とします。

- (3) ご提出いただいた記録メディア及び広告デザイン原稿等は返却いたしませんのであしからずご了承願います。

8 申込期間及び申込方法

- (1) 申込期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 25 日（火）
（市役所へ持参される場合は、土、日及び祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで）
- (2) 申込方法 郵送（8 月 25 日必着）又は持参。もしくは電子メール。
- (3) 提出先 〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10-30
三木市会計室

9 広告掲載権者の決定

市は、応募のあった企業、事業所の中から、三木市一般封筒広告・デザイン審査委員会による審査により、広告掲載権者を決定の上、応募者に三木市一般封筒広告掲載（不掲載）決定通知書により通知します。

なお、適当な者が無いときは、広告掲載権者を決定しないことがあります。

10 広告掲載料金の納付

広告掲載の決定を受けた申込者は、市が指定する日までに広告掲載料金を納付するものとします。

11 広告原稿の作成及び提出

広告掲載権者は、広告原稿を市が指定する方法により自身の負担で作成し、市が指定する期日までに提出するものとします。

問合せ先・提出先

三木市会計室 〒673-0492 三木市上の丸町 10-30

電話 0794-82-2000（内線）2310 fax 0794-82-9629

メールアドレス kaikei@city.miki.lg.jp